

長崎市及び長崎市上下水道局と株式会社エヌ・ティ・ティ・データ九州との
上下水道業務のデジタル化推進に関する連携協定書

長崎市（以下「甲」という。）、長崎市上下水道局（以下「乙」という。）と株式会社エヌ・ティ・ティ・データ九州（以下「丙」という。）は、次のとおり上下水道業務のデジタル化推進に関する連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、長崎市におけるデジタル化を加速し、業務の効率化及び生産性の向上並びに職員の多様な働き方の推進を図るため、甲、乙及び丙が相互に協力することにより、上下水道業務のデジタル化を推進し、その一環として企業会計システムへの電子決裁機能の導入を目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について相互に連携・協力する。

- (1) 企業会計に係る事務手続きの整理と課題抽出に関すること
- (2) 電子決裁におけるデータの入力と保存、及び決裁に関すること
- (3) 電子決裁のセキュリティに関すること
- (4) 上下水道事業の業務のデジタル化に関すること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本協定の目的を達成するために必要な事項

2 甲、乙及び丙は、前項に掲げる事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行う。
また、具体的な協議内容や協議方法等については、甲、乙及び丙の合意により決定する。

（守秘義務）

第3条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく活動により相手方から知り得た情報について、本協定の有効期間及び有効期間終了後を問わず、その一切について第三者に開示又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和5年3月31日までとする。なお、有効期間を延長する場合は、甲、乙及び丙が協議のうえ決定する。

（権利の帰属等）

第5条 本協定により得られたデータ等の情報及びその他成果（以下「成果等」という。）に係る権利の帰属及び利用については、次の各号のとおりとする。

- (1) 成果等のうち、電子決裁機能の構築開発技術にかかる権利は丙に帰属する。
- (2) 乙及び丙は、成果等を相手方の権利を侵害しない範囲で、本協定終了後も自己の事業活動のために自由に活用することができる。
- (3) 前号に掲げるもののほか、権利の帰属と利用については、乙及び丙が協議して決定するものとする。

（経費等の負担）

第6条 第2条に規定する事項を実施するため必要となる経費のうち、開発費用については丙の負担とし、その他構築に必要な経費については乙及び丙が協議のうえ決定し別途契約することとする。

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義等が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議のうえ決定する。

甲、乙及び丙は、本協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、各自1通を保有する。

令和4年3月24日

甲 長崎市長

田口高久

乙 長崎市上下水道局
長崎市上下水道事業管理者
上下水道局長

野瀬真弓

丙 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ九州
代表取締役社長

佐藤歩